

平成31年白老町議会産業厚生常任委員会会議録

平成31年 1月18日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 3時24分

○会議に付した事件

1. 陳情審査

- ・陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書
-

○出席委員（6名）

委員 長	広 地 紀 彰 君	副委員 長	本 間 広 朗 君
委 員	氏 家 裕 治 君	委 員	森 哲 也 君
委 員	山 田 和 子 君	委 員	松 田 謙 吾 君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

参 考 人	大 西 潤 二 君
参 考 人	鈴 木 靖 男 君
参 考 人	新 岡 幸 一 君
農 林 水 産 課 長	本 間 弘 樹 君
農 林 水 産 課 主 査	久 末 雅 通 君
農 林 水 産 課 嘱 託	辻 昌 秀 君

○職務のため出席した事務局職員

主 査	小 野 寺 修 男 君
書 記	葉 廣 照 美 君

◎開会の宣告

○委員長（広地紀彰君） ただいまより産業厚生常任委員会を開会いたします。

（午前 10時00分）

○委員長（広地紀彰君） 本日の委員会の日程について、事務局から説明を願います。

小野寺主査。

○議会事務局主査（小野寺修男君） 本日は、11月19日に開催しました定例会11月会議において、産業厚生常任委員会へ審査付託されました陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書の審査を行うこととしております。

陳情書の提出者を参考人として呼びしておりますので、最初に陳情者からの陳情の願意、趣旨をお聞きし、その後関係団体の方のご意見、最後に担当課である農林水産課の説明を聞いた上で委員会としての考えをまとめていただくこととなります。

本日の委員会につきましては、1日間の開催を予定しておりますのでご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（広地紀彰君） 陳情第1号、白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書を議題に供します。

これより審査に入ります。陳情書を事務局より朗読させます。

小野寺事務局主査。

○議会事務局主査（小野寺修男君） 件名、白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書。

要旨、白老町が事務局を担っている萩の里自然公園管理運営協議会森づくりの会による林野庁の交付金・森林・山村多面的機能発揮対策交付金の不正流用が発覚し、自主返納をすることとなったが、これは白老町の過剰支援に起因し、地域住民が損害を被る事案である。役場内に設置の事務局を廃止し、民間団体の解散を促すべきではないか。

理由、平成26年度から平成29年度の4年間、白老町萩の里自然公園のセンターハウスの維持管理費として多面的交付金を不正流用していた。その額は83万円である。

本来、この制度は施設の維持管理には利用できない交付金であった。

流用の背景は平成26年度から冬期間、11月から3月のセンターハウスの施設維持管理費の予算が町により打ち切られたため、毎週土曜・日曜の交付金事業の見回り活動に併せて施設を開設し管理人の日当に流用したものの。

本件に関し、平成30年9月12日に萩の里自然公園管理運営協議会森づくりの会で臨時総会が実施され、会員から寄付金を募り、不正流用した交付金83万円を自主返納することで可決された。

本件の流用目的は萩の里自然公園のセンターハウスの冬期間の管理人日当の調達である。協

議会の経過調書にはこの期間、会員の自主的なボランティア活動として実施したとあるが、当時の管理人当事者は白老町の雇用の延長として認識し冬期間従事しており、給与の返納を強いられたとして白老町の責任を問う声もある。その方の金額は8万6,000円である。年金生活者に退職後に給与返還させるとはあまりにも酷な話ではないか。

以上のような事案が発生したが、白老町は会計や活動の意思決定は民間団体にあり白老町として責任や関与はないとしているが、民間団体からセンターハウス開設の要望に対し、不正流用の指南や操作があったのではないか。

本件は白老町が交付金制度を萩の里自然公園管理運営協議会に紹介した経緯があるが、監督の立場である白老町が交付金制度を熟知せず、ずさんな管理が原因で住民が損害を受けることとなった。白老町の監督責任は問わざるを得ない。また、民間団体側も白老町に事務業務の全てを丸投げしていたこと、本来のボランティア活動には不必要な交付金制度を利用し、さらには不正流用したこと等、公共施設を管理運営する資質を問わざるを得ない。

以上のような理由から双方の関係性を改める時ではないか。

センターハウスの開設を本来のボランティア活動の精神から逸脱し白老町の過剰支援に甘んじ、国の交付金を不正流用して開設した民間団体と白老町の関係を見直し、事務局を廃止し、解散を促すべきではないか。

厳正にご精査願いたくよろしくお願い申し上げます。

以上、白老町議会会議規則第77条の規定により陳情いたします。

平成30年10月9日。陳情者、白老郡白老町字萩野313番地56、大西潤二。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時30分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

陳情の審査のため参考人として、白老町字萩野313番地56、大西潤二氏を招へいしております。

参考人の入室をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○委員長（広地紀彰君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

参考人、大西潤二氏につきましては、本日大変お忙しい中、本委員会の陳情審査に当たり参考人として快くお受けいただき誠にありがとうございます。

参考人におかれましては、挙手にて発言をお願いしたいと思います。

早速ですが、陳情提出者である大西潤二氏により陳情書を提出された願意についてお話を伺いたいと思います。

大西潤二氏よろしくお願ひいたします。

○参考人（大西潤二君） 私がここまでわざわざやっているというのは、白老の林政がぐだぐだなのです。特に地場産業における振興が全く成されていない。成されていないという裏でこんなことをやっていますということをあからさまにしなければいけないということで、わざわざこんなことをやっているのです。萩の里自然公園の協議会の人達も大半の主要な方は面識がありますので、私の気持ちとしてはこれには解散すれと書いていますけれども、本心はそうではなくて、林政を何とかしてほしいという気持ちが私の中では強くて、ここ4、5年についてある担当者から暴言を浴びせられたり、不本意な結果を私が損害を被るという事例もありますので、その辺も裏にはあるというところも前段にお話しさせていただきました。本題の部分は、流用の経緯と同意が成されるまでの経緯、指南をした人、これは役場なのか、それとも協議会側が本当に主体になってこういう不正を働いたのかその辺がはっきりしていません。私はやはり役場のほうに責任があるのではないかと感じておりました、今回の件については役場が不正流用については民間団体側が主体になって行っている事業であって、団体の意思決定については白老町は関与はないということになっておりますが、一体それでよいのかということです。後は陳情書に書いてあるとおりです。

○委員長（広地紀彰君） ありがとうございます。

それでは、これより各委員から陳情者の願意に対して質問をお受けいたします。質疑がある方はどうぞ。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 大西さんにお伺いしたいのは、私たちは陳情審査にあたって大西さんの願意がまず明確にならなければならない。陳情の裏側にこういったことがあるのだと。林政に対して改革というかそういったところが必要であるのに裏ではこういったことが行われているという話をされてきました。私はこれを読んだときに、大西さんの願意というのは、こういうことをやっているのであれば解散しなさいと、これが願意なのだとは私は陳情書から受け取ったのです。解散をすることが大西さんの願意であればそれに沿った陳情審査私たちはしなければならぬものですから、そのことについて伺います。

○委員長（広地紀彰君） 大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） これはやはり解散すべきです。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） わかりました。それでは、この陳情の内容に沿って解散をすべきだということが一つの願意だということで、いろいろな関係団体との説明を受けなければならないものですから、そういったことを念頭において進めていきたいと思っております。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田と申します。きょうはお忙しい中ありがとうございます。

今、お聞きしたかった1点目の林政を何とかしてほしいというお気持ちが陳情の裏にはあって、最初のほうでは解散は本意ではないということをおっしゃっていたのですが、それが氏家委員の確認で解散をやはりすべきということをおっしゃったので、重複の質問にはなりますが確認をしたいので、面識のメンバーも多くいるので解散は本意ではなく、林政を何とかしてほしいという気持ちが強いというご発言があったので再度なのですが、もう1点と、森林面積が非常に多い白老町において森を生かすための作業というのはボランティアの方に大変頼っている部分が多くて実情をお伺いしたいと思うのですが、交付金を受けている団体も6団体くらいありますよね。そこの連携は大西さんほどのようにされているのかと、ご自身も交付金をお受けになっているのですが、申請されたときはご自分でされたのかどうか、3つお願いします。

○委員長（広地紀彰君） 大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） 陳情に当たってはこれとおりでですので解散すべきです。ボランティアの連携といいますか、うちは企業なのです。今、白老で多面的交付金をつかっている団体というのは確かに数団体ありますがあれはみんな趣味なのです。遊びなのです。道楽なのです。ですから、我々が言っている林業で生計を立てていくというスタンスの人とボランティアの人達がなかなか連携するというのは難しいかもしれません。白老町の中で森林ボランティアが出てきたのは、ここ20数年の間だと思うのですが、私自身も25年くらい山をやっていますけれども、親父の代からもやっていますけれども連携はないです、あり得ないです。むしろ今、私の会社に本州からいわゆる自伐林業というのですけれども、自分で切るといいう意味です。それを勉強しに本州からどんどん人が来ています。森林ボランティアではなくて、地域に根づいて食べていくという、そういう林業家を育てるという活動をしていますので、やはり森林ボランティアという遊びで終わっている人達とは連携というのはなかなか難しいのではないかと。公園管理とかそういう部分ではいいかもしれませんが。最後の質問で交付金の申請は全て自分でやっています。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。今、北海道で林間大学校を旭川に設立する計画もありまして、今おっしゃったように自伐林業という生業として林業をやっていく人を育てるという方向性も出てきているのですけれども、そのことについて何かご意見があればお願いします。

○委員長（広地紀彰君） 大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） 林業大学校は、私も基本構想を作成するときに道議の方とやり取りをしていましてちょっと一枚かんでいるのですが、自伐林業については北海道の政策としては馴染まないで林業大学校のプログラムの中には一切入っていません。あれは、自分で食べるというより森林組合とか林業事業体の職員の即戦力の養成期間ですので、この動きとは連携できていない状態です。むしろ北海道としては、自伐林業というあり方は政策に反するものなの

で削除していきたい、除外していきたいというほうが強いです。北海道、町としては削除、必要ないと。今、国の政策も林野の政策も大規模集約化に進んでいますので、小さく食べていくと。身の丈の林業をやっている人達を育てるという意味は今のところまだ働いていないです。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 本間です。大西さんの願意は拝見しました。要旨と最後のほうにいわゆる民間団体を解散すべきとおっしゃっていますけれども、ボランティア団体と大西さんでは相入れないというか、仕事とボランティアと住み分けていますけれども、私も詳しくはなはいですけれども、ボランティア団体はボランティア団体の役目、林業、山、自然を理解していただくためのボランティア団体。大西さんは当然仕事として山、林業を通して、おそらくいろんなボランティア団体と一緒にやってきた経緯、全くその辺はあったかどうかわからないですけれども、その辺はご理解いただきたいと思いますが、ただ一方的にボランティア団体を解散せよという、山岳会とかいろんな団体ありますけれどもいろんな役目、私個人としてはいろんなボランティア団体の役目、大西さんのできないこと、例えば林業、自然を理解していただくための事業としてボランティア団体が今までもやってきたと思うのですが、民間の団体を解散せよということまで踏み込んで、そういう意識でやるという終始そういうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（広地紀彰君） 大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） 私の口からこういうことを言うのも何ですけれども、萩の里自然公園の関係については70代後半、役員の方も80歳を超えていらっしゃるという状況で、新しい人達を巻き込んでやっていくということにはなかなか難しいのではないのかと。将来性においても本当に申し訳ないけれども限度があるのではないかと考えていますので、会員のある人はちょっと名前は言えませんが変化を求めている人は中にはいるのです。一度解体して組み立て直すとかもろもろ考えることはできるのではないかと。また、萩の里自然公園については炭焼きの文化を伝承していくという場所でもありますので、企業としてもうちは炭焼きをやっていますので関心はあるなと思っていますので新しい形のあり方を模索してはどうかと思っています。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 今回願意はそうなのですけれども、大西さんが積極的に林業とか炭焼きの体験とか、いろんなアドバイスをしながらいろんな方に理解をしていただけるという部分ではボランティア団体は必要になってくる、大西さん一人ではなかなかできない部分で賄う、補完していただける民間団体というのはこれからも必要ではないかと私は思うのですが、冒頭で暴言というか気になった経緯もあるようですけれども、あまり感情的にならないで一方的にボランティア団体とは一緒にできないということなのではないでしょうか。

○委員長（広地紀彰君） 大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） できると思います。今の状況だと非常の入りづらいという感じはあ

ります。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） そうなると、願意が今まで不正な交付金の使い方、流用、そういうのは事実確かにあったので今後まちとしてチェックをきちんとしていただいて交付金のあり方をきちんとやっていただけなのであったら今までどおり、そこまで強い意見にはならないけれども、それはいいですということにはならないのでしょうか。

○委員長（広地紀彰君） 大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） 先ほども話したとおり一度解散して萩の里自然公園の運営については組み立て直すことは必要だと思います。

○委員長（広地紀彰君） 森委員。

○委員（森 哲也君） 森といいます。確認したかったのが陳情書を読ませていただいたのですけれども、3ページの下のほうに給与の返納を強いられたとあるのです。流用がわかったときに町側と丁寧な話し合いが行われたのか、一方的な通知のみのやり取りだったのか、その背景を確認したかったのですが。

○委員長（広地紀彰君） 大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） この方は佐々木さんという方で当時管理人をしていました。今私の会社に週に1回くらい来ているおじいちゃんなのです、よく知っています。今回の件についても資料をいただいています、その方からこういう気持ちであるということを知ったのでこれに反映させています。一方的です。給与というか活動の謝礼という形になっていると思うのですが、佐々木さんの話だと鈴木会長の指示だからそれには従いますと、仕方がないですと言っていました。ただ、気持ちとしては役場に責任があるし、これは冬季間、冬の間は白老町の囑託ではなくて萩の里自然公園の団体の活動となっていますが管理人さんは夏も冬もそのまま居るのです。ですから彼は雇用の延長として思っていたのです。謝礼なのか給与なのかそのすみ分けはあるかもしれませんが、佐々木さんの気持ちとしては給料です。給料を返納されたということ。もう、返納していますけれども。

○委員長（広地紀彰君） 事実関係の確認として私から。理由の中にあります平成30年9月12日に萩の里自然公園管理運営協議会森づくりの会で臨時総会を開催されて自主返納することで可決されたとありますが、この自主返納に至った経緯について大西氏はどの程度把握されているのか教えてください。

大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） 私も会員なので総会の案内状と臨時総会の報告書が来ていて、それについて内容を確認しています。きのう、おととい農林水産課林務グループの久末さんとメールでやり取りしてこのとおりだということで話を聞いております。臨時総会の報告書には83万円の内一部を返納することだったのですが、実際には全額返納しますということで今協議をしている状況だということで農林水産課の久末さんからメールで回答を得ております。

○委員長（広地紀彰君） 9月12日に臨時総会、これが開催されるに至った経緯には、例えばどなたからの指摘があったとか、さまざまな要因があって臨時総会になったと思うのです。なぜ、臨時総会が開かれることになったのか、掌握している範囲で結構です。

大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） 過去の話なのですけれども、交付金をおかしな使い方をしているのは私は4年前からわかっていたのです。

○委員長（広地紀彰君） 大西氏が把握をされていたと。そういう認識でいたということですね。

○参考人（大西潤二君） 私も同じ交付金を使っているので当時のセンターハウスの管理人に何で冬に居るのかと聞いたのです。そうしたら、交付金を使ってやっているから、交付金で施設の管理を賄っているのだということです。ちょっとおかしいなと何となく思ったのです。その動きが終らないということで、おとし協議会に資料を提供してもらってそのとき確認したときもおかしいと思っていました。昨年情報公開請求をしたのですが応じてくれなかったという経緯が1つありまして、これは何かやっているなということで確信がありあました。ある議員にお願いをして話をさせていただいて、結果的に資料が私の手元に来たのですが、その間も資料を受け取りたかったら萩の里自然公園管理運営協議会の役員の人達に頭を下げに来いとか顔を出しに来いという話がありまして、何かおかしいことをやっているなど。結局その資料が届いたものですから、資金を支出している札幌の地域協議会、森林・山村のための多面的機能発揮対策地域協議会というのがあるのですが、そこに私出向きまして資料をもとにこういうつかい方はおかしいのではないかと問いました。そのときは回答があやふやだったのですが、北海道からも補助金が一部負担されていますので北海道にも掛け合いましたらちょっとこれはおかしいとなりまして、道庁のほうで白老町の任務に来ています。調査に来たのが去年の6月か7月だと思うのですが、そこで道庁からもつかい方がおかしいということで総会を開く経緯に至ったということです。

○委員長（広地紀彰君） 大西氏が4年ほど前からざっくりと何となくおかしいといった認識を持ち、北海道や関係協議会等々にも働きかけ資料請求をしながら今回の事実関係を明らかにし道庁からもつかい方がおかしいのではないかとという指摘を受ける経緯に至ったということによろしいですね。

最後にもう1点、後段なのですが、本件白老町が交付金制度を萩の里自然公園管理運営協議会に紹介した経緯があるが大西氏は記述されています。白老町が萩の里自然公園管理運営協議会を紹介した経緯についてわかっている範囲で結構です、どのような形で経緯を認識されているのかどうか。

大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） まず、交付金ができたとのことです。林務の担当者の方がよく精通していたということと、萩の里自然公園が平成26年からセンターハウスの冬季間の予算を切

ったと。その資金を調達するためにこのために多面的交付金というのがあると。施設の運営管理費に何とかごまかせば使えるのではないかという話し合いはどこかでなされたのだと思います。これは間違いありません、どこかでなされているはずなのです。先ほど登場した佐々木さんがその場に居合わせてその使い方はまずいのではないかと言ったらしいです。だけれども、結果的のこういうことになってしまったということで佐々木さんは言っていました。初年度には施設の運営管理費には使っていないのです。2年目、平成26年度から流用し始めたということです。

○委員長（広地紀彰君） 大西氏の認識としては平成26年度から冬期間の町からの予算がカットされたときに多面的交付金が見えるのではないという話し合いがどこかで成されたに違いないという認識でいるということですね。

松田委員。

○委員（松田謙吾君） いろいろお話しを聞いてきたのですけれども、あの公園には確か15億7,000万くらい土地の取得から何からお金がかかっているのです。その計画も一応終わっている。センターハウスもケネル市から材料を持って来て1億円余り、9,700万円から9,000万以上かかっている。白老のまちにとっては大きな公園構想なのです。大きな投資をされている公園ですからもちろん100年の継に立った公園づくりが発端の公園ですから、いろいろなことはあると思うけれども、大西さんも町民の一人として林業家の一人として今意見を述べているのだと思いますが、あの公園は林業のためにもなるだろうし町民の憩いの場も目的の一つだしいろいろな目的があるし、ケネル市との交流の場の証でもあるのです。そういうことからいくと、やはり明確な運営というのは必要なのです。大西さんも林業に携わる者の一人としてそういうことから陳情という形で出したと思うのですが、大西さんの言い分も一理あるし、まちが大西さんとどういった対応をしているのか。大西さんの言葉で聞くと、きちんと対応されていない部分もあると思うし、そういう意味からいって議会が大西さんの陳情を取り上げる取り上げないというのは難しい問題だと私は思って聞いておりました。いいとか悪いとかいう問題もこれは最後は決着をつけなければならないのですが、もう少し十分な管理をされている方々、いくなればボランティア団体、大西さんも含めた行政とももう少しきちんとした話し合いが必要ではないですか。大西さんの陳情もきちんとした回答はしなければならないのだけれども、そういうことももうちょっと必要な気がして私は聞いていました。

○委員長（広地紀彰君） 陳情というこの枠の中だけではない林業をはじめ、憩いや交流の場でもあることに対してもうちょっと話し合いが必要だと。若干の感想を含めたご意見だと頂戴しますが。これに対して大西氏何かありますか。

大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） 100年単位の森づくりを進めているというお話がありました。私も認識しているのですが、あのボランティア団体が萩の里自然公園でやったことといたってはげ山をつくっているのです。100年単位の森づくりをしていかなければいけないボランティアが

公園のど真ん中ではげ山をつくっているのです、皆伐をしているのです。いたずら半分で林業ごっこをするのではないと。見られましたか、公園入ってすぐ左側に3年間50メートル区画で萌芽更新とはわかりますか、いわゆる切ったあとにひこばえを育てるといふ試験だと言っているのですが試験で切ったと、試験でかい伐をしたと、はげ山つくったと。何のための試験なのですかと言ったら、それは回答は出てきません。いたずら半分に林業ごっこをするのではないということ。私は100単位でやるのであれば、技術的な話ですけれども、適正な間伐をしたりする切り枝うちをして山を太らせていくと、豊潤にしていくのですけれども、ボランティアの取り組みとしてはげ山を造っている、皆伐をしているのです。そんなことしていますから100単位という考え方としてはちょっとやり方に乖離があります。機会があったら見てください。

○委員長（広地紀彰君） 松田委員。

○委員（松田謙吾君） 大西さんが今はげ山にしていると言っていたけれども、私はそうは思わないです。15億7,000万はかけすぎだという議事録があるはずで。随分やりました。金をかけることには反対をしたのです。100年の継でやるのを20年間で15億かけるのは何の話だと議会で議事録があります。私は住民の津波があった場合には大きな避難場所にもなるのです。ケネルハウス、みんなで承認したハウスができた以上は197ヘクタールだったか公園全体の計画、確かそのような気がしました。そのケネルハウスの付近を確かに皆伐したのだけれども、はげ山にするためではない。避難場所や子供たちが安全にそれから見渡せるように木を切ったはずで。ですから、必ずしもはげ山にした感覚とは違う。これだけは私は言っておきます。

○委員長（広地紀彰君） 大西潤二氏。

○参考人（大西潤二君） 私が指摘したのはそこではなくて、あそこは松田委員ご存じだと思いますけれども、私の父が土場にしていたところなので、あそこを指摘しているのではなくて、50メートル区画の試験伐採を3年間続けたのです。そこが皆伐試験。何で皆伐をするのかという話です。皆伐試験をする理由はないです。100単位の森づくりをしているところで樹齢をゼロ年に戻すという理由はどこにもないはずで。

○委員長（広地紀彰君） 松田委員。

○委員（松田謙吾君） こういう議論をしてもどうしようもない。もう少しちゃんとした大西さんの願意がどうであるかということ調査して。

○委員長（広地紀彰君） それでは、質疑がないようでありますので、参考人の大西潤二氏、大変ありがとうございました。それでは退席を願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時09分

再開 午後 0時55分

○委員長（広地紀彰君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本陳情書に係る萩の里自然公園管理運営協議会森づくり部会会長、鈴木靖男氏と会計、新岡

幸一氏にお越しいただいております。本陳情に対する協議会の部会としての意見を求めます。

鈴木会長よろしく申し上げます。

○参考人（鈴木靖男君） このたび、内部でこういう事案が発生しまして皆さんに委員会を開いていただくということは甚だ私どもにとりまして申し訳のないことだとまず申し述べておきたいと思います。このたび、協議会の大西さんから議会へ陳情が出されましたが、大西さんは役員会、臨時総会には出席していただけなかったのでございます。いろいろ案内はしているのですけれども出席はしないということで一度も協議会の役員又は会員の方との話し合いは行っておりません。そういう中で今回陳情が出されたということで役員、会員一同大変違和感を感じております。陳情の趣旨につきましては団体と町との関係、事務局との関係、事務局の廃止、解散等を訴えているものであります。この事項につきましては団体の中で構成員である会員同士が議論をして決めるものではないかと我々は思っております。今回の陳情の内容は、まず会員の大西さんから萩の里の協議会に提起していただき話し合いしていただくことが筋で、その経過がない中で行政や議会に陳情を求めることは会員としては納得のできないこととございます。萩の里の活動は公園の運営や森林の管理を町と住民協働の事業として行いたいとのことで公園を計画する当初に町から住民や各種団体に参加していただきたいとの呼びかけがあり、役場が事務局を担当して平成 11 年度に団体が設立され、その後活動をその後行ってきた長い歴史があります。他の民間団体独自で行っている事業とは違うものと考えます。萩の里の活動は公園の運営を町と住民の協働事業として行なっていますが、団体活動の方針等の基本的な事項は役員会や総会で決定しており、事務局事務を町に分担していただいているのは問題がないものと考えます。センターハウスの維持管理費として交付金を不正流用していたとの話ですが、平成 26 年春に当時建設課から財政対策としてセンターハウスを冬期閉鎖したいとの話がありました。冬期も散策者や公園利用者があるので何とか閉鎖しないで協議会会員がボランティアで協力して日数や時間を縮めてでも開館できないかとの相談を建設課と行いました。たまたま平成 25 年から林野庁の里山保全対策として交付金の制度ができたことから規約の制定が必要なため協議会の森づくり部会会員により協議会本体とは別組織として森づくりの会を設立し、交付金を活用した森林の整備活動を始めていました。平成 26 年からの交付金のメニューに森林見回りが加わったことから施設の冬季開設を協議会として提案するにあたって、森林見回りは交付金の対象活動であるため交付金を充てることとしましたが、それ以外の施設の清掃等はボランティアで行うと協議会内で事前に確認して、夏場の管理人に日当を支払うこととし土日の森林見回りを依頼したものです。萩の里協議会としては、交付金の対象は森林見回りに限った活動と考えていましたが、対象活動の資料整理が十分ではなくボランティアとして捉えていた清掃等が交付金の目的外使用と捉えるとの意見を交付元の北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会からいただいたことから、北海道協議会のアドバイスの趣旨を理解して 9 月 12 日に臨時総会を開催して森林見回り分の交付金を自主返納することを決議したところであります。なお、返還額については他の交付金対象活動との整理が必要なことから、北海道協議会に

資料を提出して現在協議中であります。不正流用との話であります、交付金の報告書類に不備がありましたが不正流用の意図はなかったものと考えております。最後に、当時の管理人当事者が給与の返納を強いられたとの話ですが、直接私が当時の管理人当事者の一人に電話でお話しております。今回の交付金の返還につきまして、説明を申し上げ自主返納すると結論が出ましたから何とか協力をお願いできないでしょうかという話をしました。管理人だった方はわかりましたということで快く協力をするとのお話をいただきました。決して強制的な要請ではありません。以上で協議会のお話を終わらせていただきます。

○委員長（広地紀彰君） ありがとうございます。今のご意見に対し補足等がございましたら新岡会計にお願いしたいのですが何かございますか。

新岡会計。

○参考人（新岡幸一君） 新岡です。特につけ加えることはありませんけれども、冒頭申し上げたように、このような会議を開いていただくことにおいては会員の皆さんも心苦しくおもっていることで、あくまでも趣旨はボランティアでということでスタートした、そして萩の里自然公園は町民、町の財産なのです。それを私たちが守っていきますという中で不正流用とかそのような言葉が使われたことに対して会員の皆さんも憤慨しているのは事実です。私自身も聞いていて最初から関わってきているものですからそういう気持ちでやったのではなく、あくまでも町の財産として白老町も自然な森を残していくことは素晴らしいことだし、町としても先見の目があったと私もガイドをしながら訪れる方には話をしてまいりました。そういう中でこのように出来事があったということは非常につらいです。つけ加えるとすれば、不正流用とか強制とか訴えがあったということですが、私も事務局長として大西氏に直接電話したのです。そのときは既にもう出した後だったのです。阻止しようとかそういうのではなくて、会長からも説明がありましたけれども話し合いをしようではないかと。話し合いをすることで理解ができるのではないかと誤解があるのではないかと考えていました。ところがもうすでに遅くて聞いてみたらあっちにも出しましたこっちにも出しました。これはもう話し合う状況ではないと。強いて言うならば不正流用とか言葉が使われたことに非常に残念です。これだけ少しつけ加えておきたいです。

○委員長（広地紀彰君） それでは、協議会に対する質疑をお受けいたします。質疑のございます方どうぞ。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。1点お伺いしておきたいのですが、陳情には不正流用と出ていますけれども、交付金 83 万円を自主返納することで協議会の中では可決されたと。ただし、可決したけれども今後の取り扱いについては今北海道協議会で協議中だと。どこまでが交付金の趣旨に合わない用途で使われていたということは今北海道の協議会の中で精査しているということで理解してよろしいのかどうか、まずその1点を確認しておきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 鈴木会長。

○参考人（鈴木靖男君） 氏家委員が言われたように決定はしておりません。いろいろ北海道協議会で検討している段階でございます。ただ、私たちは4年間でいただいた金額が83万円です。全額ということを考えて今皆さんの協力を得て寄附をいただいてやっております。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。今回の陳情書、陳情者大西さんからもお話をお伺いしましたけれども、国、北海道からの交付金に対して使い方がどうという話の中から出てきた問題だと思うのです。それは新岡会計から言われたとおり、本来であれば協議会の中の一人のメンバーですから、その中でいろいろ話をして本当にそれでどうしても解決できないのであればこういった陳情書の中で、願意は解散なのです。解散という形ではなくて見直しだとか組織のあり方をもう少しみんな考えていこうというところから始まるべきものなのかと私自身は考えるものますから、いずれにしてもこういった陳情が上がったということについては願意は解散ということでもありますので、それに向けた調査を私たちはしなければならぬものですから皆さんの話を伺わなければいけない。ボランティア活動は有償と無償があります。どうしてもある程度の予算は必要だと思うのです。萩の里自然公園というのは一つの都市公園としての役割を持っていたり、松田委員もよく言うのですけれども災害時の避難場所としての役割を持っていたり、そのための森林整備をしなければいけなかったり、プロとしての山の仕事をしている方だけではなくて、先ほど新岡会計、鈴木会長からもお話ありましたけれどもいろいろな団体、町内会連合会、いろいろな団体が組み合わさった中であの公園を管理しているのは私も前から知っておりますので、そういう考えますと陳情者の思いと萩の里自然公園の管理というのは話を聞いていても合致する場所がない、そういう感じに捉えるのです。解散ということに対して考え方を本当は新岡会計が言うように今一度協議会の中で話をさせていただいて将来の運営協議会のあり方とか森づくり部会のあり方について、もう一步話をさせていただければよかったですのではないかと思います。これについて答えをいただくというのもあれなのですけれども、考え方を今一度お伺いしておきたいと。都市公園としての考え方と企業としての森を守るという考え方の違いはあると思うのです。今後の森づくり部会が進もうとする目的みたいなもの、今一度お伺いしたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 新岡会計。

○参考人（新岡幸一君） 松田委員もいらっしゃるのでよくわかってきていると思うのですけれども、あそこにできた萩の里自然公園、最初に見ましたけれども、あそこに白老町が公園を造る、森づくりと全国どこを見ましても私もいろいろと歩いていますけれども町からそんなに離れていない4キロ以内にああいう森が残っている。先ほども言われていましたけれども、今どうなのと言われたときに町内会も使っています。最近、災害の問題としてそれに対する対策もしております。こういったことに対しても、やはり町民一体となる協働の森づくりだと町が捉えたことは間違いではないし、これは本当に白老としても自慢のことができることではないかと思ったりしております。これからどういう方向で行くのかということ次世代の子供たちにも参加

してもらって、萩野小学校、中学校それから虎杖浜の中学校が来てくれて、四季を通しての草花どうですかとか教えてくださいと、これは今も続いております。そういったことの流れの中で町民が来やすくてよかったという森になっていけばいいと。確かに我々はプロではないですから森づくりといっても大変なことです、難しいことです。森づくりといえば植林をしたり伐採をして間伐をしたりというようなことでは私たちは考えていません。あくまでも来やすい自然の公園として次世代まで残せる、先代は素晴らしいことをやってくれたと、そういう森になっていくことを私は事務局長としてもそのように思って活動をしてきています。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 本間です。1点聞きたいのですけれども、氏家委員が言われたように、いわゆるボランティア団体、民間団体を大西さんは解散せよという願意なのです。私たちは審査をしなければならない。そこでどういう経緯かというのは審査でわかったのですけれども、大西さんの願意の中にはセンターハウスの冬期間の管理人日当の調達であると、いわゆる不正流用をしたのだという話なのですけれども、今回資料をいただいて萩の里自然公園運営交付金の経過の中には平成30年の最後を見るとわかりますように、見回り交付金の自主返納のため手続きと書いてあるのです。これは大西さんと森づくりの部会との認識の違いなのか、最初からセンターハウスの日当で出されていたものなのか、それとも見回りの交付金としてそれも適当ではないということで自主返納になったという。交付金の使い方が確かに日当はだめかもしれないけれども見回りは交付金に当たると、私たちはどう捉えていいのかわからないのでその辺の説明できましたらお願いします。

○委員長（広地紀彰君） 鈴木会長。

○参考人（鈴木靖男君） 北海道の日当の対象になるのはあくまでも森林の見回りだけなのです。それなのに、先ほども言っているボランティアでやっている清掃活動とか除雪とかそういうものも一緒に日誌に書いたのです。これは交付金の対象にはなりませんということを北海道から言われたのです。見回りはやっていますといっても3年間ぐらい写真も何もないのです。そういうことで、やっていますといっても証拠がないものですから、これはどうしようもならないということを協議会の中で判断して自主返納ということに決めたのです。ほかのことを書かなければあれなのですけれども、その辺は我々の不備な面がありましてそういうことになったのです。

○委員長（広地紀彰君） 新岡会計。

○参考人（新岡幸一君） 補足しますけれども、要するに管理人は真面目だったと思います。日常業務できょうは何があって何をしたのか。私は記入したのは当然だと思います。記入したからいいわるいではなくて交付金に対する使用目的の中にはその項目が書いているものですから全部含まれた捉え方をしていると思うのですけれども、冒頭言いましたけれどもそういう使い方をしようということで始めたことではないのです。あくまでも見回りというのは主体なのです。その中でもここはこうです、あっちはこうですということをやっているわけではなく

て、ご存知だと思えるのですけれども山の中に入って回ってきましたと、これは見回りですよと言ったときにある厳しい人が来たらあんなのは見回りとは言わないのだと。というのは、倒木していても黙っていたのではないかと、こういう項目もできてしまうのです。あくまでも大きく捉えた見回りという項目の中に交付金として認められるけれども、ただし交付金の使用というもので項目を分けるのならば区分けをしたことによる項目としてボランティアとか除雪とか掃除をした。実際の1日の作業というものはそこまではボランティアだとかそういうことにはならないです。考えてみたらきょうは雪が降るからきょうは来ると思ったら雪かきもしなければいけない、それは管理人としてみたら1日の中の作業としてはこうだったと。こんなことを言ったらわるいけれども大西さんは何が目的だったのか、今でも私は不思議です。参加をして一緒になって作業をしていけばこういうことをやっていたのか、こういうことなのかと、こういうことも含まれていたのかと理解できたのではないかと。彼自身もいつでしたか炭窯の体験したいと思って炭窯の炭を焼くことで講習をしてもらったことがあるのです。炭窯の歴史を辿るということで来たときも彼のお父さんが来た歴史がありましたから、そういうつながりも勉強しようということで私たちも行ったのです。そのときも講習してもらったりもしているのです。そういった流れの中で先ほども言いましたけれども、もう少しそのところの話をちょっと交付金の使い方が違ってないかい、これは入らないよという一言を言えばかいつまんで話を我々はもらったのだから絶対違わないという話にはならないのです。聞く人によっては不正流用というような言葉を使われるはずはないと思っています。これは誤ってです。ということをつけ加えておきます。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 私も午前中の大西さんの陳情審査で解散というのは本人の意思ですかということは聞いたのですけれども、私はせっかく同じメンバーだったので大西さんはプロはプロとしてのプライドもあるし、ボランティア団体は広くいろんな人と交流を持って森林とか自然を理解してもらおうというところで、それはお互い違うとしても協力し合ってやるべきものではないかとは伝えたのですけれども、一時的には解散することは趣旨ではないという言葉はありましたけれども、最終的には自分の願意でもありますからそう言ったのだろうと。本来だったら今言ったような炭焼き体験を通して森林を知るとか自然を知るということは大事だと思うので、解散をさせる何か強い何かがあったのだろうと私たちも推察されますけれども、最後に返納額については地域協議会と協議中だという話なのですけれども、これはいつぐらいに期日を持って北海道協議会からの結論が出るのかそれはまだわからないのですか。当然返納すると言ったらすぐにはできないお金があるのだったらすぐに来るのかもしれないが80何万というのは大金ですからすぐには返納できないと思いますので、ある程度の期日、返事してもらわないとだめだと思うので、その辺の協議の先は見えているのかどうか。

○委員長（広地紀彰君） 鈴木会長。

○参考人（鈴木靖男君） 一応年度内という話で私たちは聞いているのですけれども。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 金額もまだ確定していないということですね。

○委員長（広地紀彰君） 鈴木会長。

○参考人（鈴木靖男君） 先ほども言いましたように、我々は4年間でもらった83万円というのを念頭において今寄附をお願いしているのですけれども、まだ正式に協議会からは言っておりません。上がるか下がるかというのは今のところ定かではありません。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。具体的なことなのですからけれども、報告書の作成は森づくりの会でされていたのか、それとも行政の事務局がされていたのかを1点だけお伺いします。

○委員長（広地紀彰君） 鈴木会長。

○参考人（鈴木靖男君） 報告書というのは協議会に出すものですね。事務局で行っていただきました。あと総会とかで一般の人は知るといって感じで、その都度四半期ごとの報告を事務局で行っていただきました。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。先ほど鈴木会長からこの何年間の間の森林見回りの件、日報にはあるのかもしれませんが写真がないと。事実、萩の里公園を私も歩いてみてよく整備されているなど。町民が歩いて見ればわかる。そういったものは、北海道として写真がないからダメだという基準あるのかもしれないけれども事実上きちんと運営されてきたのだと。ただ写真がないだけであればその辺はどう捉えるかわからないけれども、どうしても返せと言うのであればきちんと査定していただいた中で金額の決定に至るのではないかと思うのですけれども、その辺の情報は会長には入られていないのですね。先ほど写真がないからダメだというお話をされていたので。

○委員長（広地紀彰君） 鈴木会長。

○参考人（鈴木靖男君） 日報は出しているのです。何時から何時まで何時間とか、それはその都度出しているのです。協議会でもやっているというのはわかっているのです。ただ証拠になるものがないという、だから写真なのです。今月も16、17、18日ときょう私も午前中行ってきたのですけれども、とにかく何かやると必ず写真を撮るとというのが一番原則みたいなものなのです。何も写真がないというのが致命的なことだったのかということなのです。それが非常に残念でしょうがないのですけれども、現実としてそのような協議会の捉え方なものですからそれ以上のことは反論もできないで認めざるを得ないということになっております。

○委員長（広地紀彰君） 新潟会計。

○参考人（新潟幸一君） 補足しますけれども、ボランティアでと私が言葉を使いましたけれども、要するにきょうはあなたが見回りをしてくださいという趣旨はないです。氏家委員も知っています最初にできた7つの団体がありますよね。要するにどのようにごみが落ちているとか、今あるかといったらごみがないです。ほかから20日も来ますけれども。札幌から来る団体

が多いのですけれども、この森を管理をどうやっているのですかと。管理をするのに強制的な指示とかしているのですかと聞かれたことがあるのですがそうではないですと、町民の方たちにごみを持って帰るのは自然なのだと基本的な話をしました。ポロトも同じことを聞いています。ポロトも綺麗です。北海道としては証拠になるものという言い方です。あるのならば写真がという言い方をしたのです。北海道もいつも来ているのです。関係の人達が月に何回か来られてやっているというのはわかっているのです。例えば台風の後にはたまたま来たときでも、あそこ木が倒れている、すぐに切ったり整理してくれて去年もそうでしたけどもそういうのはどうやってやるのと。やはり会員の人たちが歩いていて気がつく。それを見回りがきょうやるよというのではないのです。町民が歩きづらいから整理しよう、怪我をされたら困るからできる範囲でやろうということが原点で、北海道もわかっているけれども組織ですから何かあるとなれば証拠という一番いいのは写真だということで、神経質になりすぎている部分もあると思います。信頼関係というかそこまでしなければだめなのかと私は思います。そういうのが今ずっと続いてきているということです。だからあそこはきれいな森になっているのです。余談ですけども、去年も東京で一番の事務所がある日本フットパス協会の理事長さん達が来て見たときに、素晴らしいという言葉でした。何かというと前にも話したけれどもあそこはすみれの宝庫なのです。これがここで見れるの、こんな近くでと、これは素晴らしいねと。これは誇りです。何も手を加えていなくて町民も年数がたつことによってごみも落とさなくなった、我々のという行動の現れです。そのように捉えていただければと思います。

○委員長（広地紀彰君） 松田委員。

○委員（松田謙吾君） いろいろ大西さんからも聞いたし、鈴木さんの説明もそのとおりだと思います。私は写真があるないの問題ではないと思います。要は春に始まって次の春まできれいだったらそれが写真なのです。これ以上の写真はないと思います。掃除している姿はいつでもつくれるわけですから。年度がわりに見た風景が一番いい写真ではないですか。大事なのは80 何万の補助金の返還です。 みんなが汗水たらしてこれをみんなで返すなんてこんな話はないです。ですから、やはりきちんと両方の話を聞いてまちがこの補助金を肩代わりしてあげる。これぐらいのことはこの委員会でもきちんと意見としてまちに上げて、20年間続いてきたわけですからそういう姿が一番ではないですか。ここでどっちこっちと指を指され合うのではなく、そういう解決の方法を私はするしかないかと。大西さんに先ほど立腹したのははげ山にしたという言い方をしたものだから大分言ったのですけれども、どっちの言い方というよりも20年間地域、ボランティアの皆さんが汗を滲み出している姿があつた写真ですから、まちが行司役となって80 何万はまちが支出してあげるぐらいの考え方に立つべきだと私は思います。できれば何とかして大西さんを説得して陳情を下げ、大西さんもまだ若いですからこの団体のためにも大西さんの事業のためにも何とか下げさせる方法はないかと先ほどから言っていたのですけれども私も努力をしてみます。写真は今の姿が写真です。北海道にそう言ったらいい。

○委員長（広地紀彰君） 何か見解等ございますか。

新潟会計。

○参考人（新岡幸一君） 松田委員ありがとうございます。今聞いている中で大西さんにはげ山という言葉が使われると本当に心外です。私たちは専門家ではないです。あくまでも自然の中でと。最近どうかと話ができるようになったのは アイヌ民族博物館の人たちにもこの間少し話したけれども、一緒になって民族象徴空間の2020年を節目にしながら町民と一体になってアイヌ民族博物館でも歴史がある中で儀式につながるイナウの植林をやっていきませんかと言ったら参加してくれているのです。そういうつながりができていくということは素晴らしいことだと私は思っています。確かに計画的にはげ山ではなく間伐はしました。これは全く素人裁断かもしれないけれども、きれいに手を入れてまたその森が再生していけるようにそこにまた植林もしました。萌芽更新というまた新しく芽が出てきています、これもやっているのです。最近では鹿対策でただ捕ればいいだけではなくて自然との戦いですから、鹿も生きなければいけないけれども網を張って鹿防止の対策をしたり、そういう働きを進めて軌道に乗り出しているのです。中にはいました、どうしてこんなに木を切ってしまうのかと。そのときには会員の中でも手を入れなければ枯れていってしまう森になるし暗い森になってしまう。やはりそれなりに育てていくことも大事なのではないかという話もしてきてはいました。そういう面で促えているときに、今の言葉を聞いてがっかりするのですけれども、少なくとも会員の皆さんは素人集団ですけれども、大事にしようという気があるから参加しているのです。これはやはり感じてほしいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 1点だけ確認を込めて陳情者側から今回の補助金の関係に関わって4年前から何となくおかしいと思っていたと、このような発言があったのです。一昨年資料で確認し情報公開を請求したところ応じてはいただけなかったと。札幌の協議会や北海道にも掛け合ったと。実際にこのような請求を受けていたかどうか、その対応について認識している範囲で結構ですから。

鈴木会長。

○参考人（鈴木靖男君） 資料を出していないということは私たちのところではないですけれども、事務局の方といろいろやり取りをして私も何通か持っていますけれども、例えば何年度の決算書を出してくださいとかいうので出しているのです。それを出さなかったとか拒否しているというのは私の知っている範囲ではなかったです。本人がどういう捉え方をしているのか定かではないですけれども私たちはそう思っています。

○委員長（広地紀彰君） それでは、質疑がないようでございますので、協議会の皆様に退席を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時46分

○委員長（広地紀彰君） 休憩前に引き会議を再開いたします。

本陳情の担当である農林水産課の皆様の説明員としてお越しいただきました。本間農林水産課長、久末主査、辻囑託でございます。よろしく願いいたします。

本陳情に対する町としての説明をお願いいたします。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） お配りの資料に基づきまして私から今回の経過等につきましてご説明させていただきます。

資料1をごらんいただきたいと思います。萩の里自然公園の運営と交付金の経過ということ、で若干、萩の里自然公園の設立までの計画も含めまして説明をさせていただきます。平成元年ふるさと創生事業で町のシンボルとなる公園を造ってほしいという住民提案があったということです。それを踏まえまして、平成3年萩の里創生推進協議会が発足いたしまして、平成4年には同協議会が議会への公園造成の陳情を行ったということです。平成6年になりましてシンボル公園基本構想、基本理念、それから基本計画書が策定されまして、平成9年に萩の里自然公園として名称を決定しオープンしたという経過でございます。その後、平成11年に萩の里自然公園管理運営協議会が設立いたしまして、平成25年に林野庁の森林・山村多面的機能発揮対策事業、いわゆる交付金事業が開始されております。その後、この交付金を活用いたしましてこれまで萩の里自然公園の森林整備を進めてきているという実態でございます。この際、交付金の受け皿、協議会とは別の規約が必要ということで萩の里自然公園管理運営協議会森づくりの会、これを平成25年に合わせて設立をしております。平成26年に町の財政健全化の影響もございましてセンターハウスの冬季閉鎖が打ち出されましたが、協議会のほうで何とか少しでも冬期間も開設してほしいということで当初水曜日、土曜日、日曜日の三日間協議会メンバーのボランティアで開設するというので考えておりましたけれども、ちょうど平成26年に交付金制度の改正がございまして森林見回り、要は萩の里自然公園内の森林のパトロールという名目で交付金の対象となるという制度改正がございましたので、その交付金を活用し森林見回りを開始したという経過でございます。平成30年6月に大西潤二氏から交付元の北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に対しまして森林の見回りの日当が交付金の目的外であるセンターハウスの管理に流用されているとの報告書が提出されました。それを受けまして6月15日に森づくりの会の事務局の2名が札幌に出向きまして協議を行っております。その後も協議会と継続的に協議を進めてまいりましたが、結果として活動実績等の資料整理などが不十分というご意見もいただきまして、8月に臨時の役員会、9月に臨時総会を開きまして森林の見回り分の交付金を自主返納することを議決決定したところでございます。その後、交付金の自主返納に向けまして手続きと返納額等について北海道の協議会と協議を継続してきておりまして返納額の最終調整に入っているという段階でございます。

続きまして資料2をごらんいただきたいと思います。森林・山村多面的機能発揮対策の仕組みということで交付金制度の概要をお示ししてございます。まず、下線部分をごらんいただき

たいと思いますが、背景としまして里山林の荒廃が進行し、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっているということがございます。このため森林・山村多面的機能発揮対策として地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力してつくる活動組織が行う地域環境保全里山林保全活動など森林資源利用、教育・研修活動、森林機能強化といった取り組み支援する交付金制度となっておりまして、これが平成25年度に創設されております。下の写真ですが、少し見づらいのですが右側の活動メニューということで、交付金の対象となる活動内容でございまして四つのタイプがございまして。この内、森づくりの会としましては一番上の地域環境保全タイプ、1つ飛んで教育研修活動タイプ、一番下の森林機能強化タイプ、三つのタイプを組み合わせた形で活動を行ってきております。

裏面をごらんいただきたいと思っております。表になっておりますけれども、今ご説明しましたタイプ別メニューの詳細になってございます。右側が交付金の対象となる活動の例示がございまして、例えば2段目の②に地域環境保全タイプのa.里山林保全でありますと活動面積1ヘクタール当たり16万円が北海道の協議会から交付されるという制度になっております。また、右側対象となる活動の欄ですが、下線部分の活動に必要な森林調査・見回り、この中の森林見回りこの度の交付金の自主返納にかかわる部分になってございます。

続いて、資料3をごらんいただきたいと思っております。交付金事業の年度別の実績額であります。表の上段が収入、下段が支出、一番下が収支の差額となっております。森づくりの会におきましては、交付金が創設された平成25年度から事業を行ってきており、平成29年度までの5カ年間で計553万2,813円の交付金をいただいております。この内、今回自主返納を行う部分は表の中段から少し下に太字で表記しております森林見回り分ということで、平成26年度から29年度の4カ年で計83万円が対象となっております。なお、返納額の最終確定については交付もとの北海道森林山村多面的機能発揮対策事業協議会と調整を行ってありますが、遅くとも今年度内に返納を完了するというところで今準備を進めているところでございます。雑駁ですが私からの説明は以上でございます。

○委員長（広地紀彰君） 担当課に対する質疑をお受けいたします。質疑のございます方はどうぞ。

山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。平成25年から交付金を活用していたということで、その都度年度ごとに実績報告はあると思うのですが、その際に報告するときに見回りということ以外に何か報告することの不備によって今回こうなったとお聞きしました。報告書の提出は事務局でされていたということをお伺いしておりますけれども、事務局としては報告書のあり方について熟知されていたのではないかと思います。そこに何か不備な点、写真を添付しなかったとか見回り以外の報告をされたとか、そういう事実があったのかどうか確認しておきたいと思うのですが。

○委員長（広地紀彰君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 実績報告については毎年行っているのですけれども、森林見回り、詳細については年度別の報告書でそこまで細かい報告書の中身になっておりません。会としてはあくまでも交付金の対象は森林の見回りに限ったものと押さえていたのですけれども、資料整理の不十分という部分については毎日見回りをした際に日報を書くのですけれども、日報の中に例えばセンターハウスの清掃とか管理人業務と思われる記載が混在して記載されていたとか、山田委員がおっしゃったように見回り時の記録写真が取られていなかったとか、そういう部分の不備の処理があったというのは事実でございます。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。このたびの陳情に際しまして、地域協議会のホームページを拝見しましたら実績報告会のようなものが催されておりまして、本町においての団体の実際の報告も載っておりました。添付しなければいけない詳細な書類での報告というのは3年の計画のときの最後に出すということでもいいのですか。年度ごとには出さなくてよくて、申請するときに最初に3年計画で申請しますよね。最後の年度が終わった後に報告書を出す際に今回不備があったという押さえでよろしいでしょうか。

○委員長（広地紀彰君） 辻農林水産課嘱託。

○農林水産課嘱託（辻 昌秀君） この交付金の採択にあたっては3年単位で申請しています。交付金の申請については毎年度、年度はじめにその都度申請して年度末に実績報告を提出すると。その際の添付資料としては、活動の写真ということなのですけれども、見回りは実際一人でしかやっていなかったのです。写真というのはなかなか取られていなかったのです。日報については提出の必要がないのですけれども記載して保管されているという状況です。

○委員長（広地紀彰君） その報告の時点では特段の問題点は見出されなかったということでよろしいですね。

辻農林水産課嘱託。

○農林水産課嘱託（辻 昌秀君） 29年度の報告書の提出が3月に行われていますけれども、それを受理したという最終的に決定したというところまでは協議会からは一切申請書類あるいは実績報告についての不備が指摘されておりません。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

○委員長（広地紀彰君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑をお受けいたしたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 本間です。先ほど大西さんからまちの方に資料請求、情報公開を何度も言ったけれども提出してくれなかったという話があったのですけれども、一番大事なの

は内容、日報だけだったらそうなのかという話にはなるかもしれないですけども、何か確たるものを要求しようとしたと思うのです。情報公開という順序よく出しているのでもちも拒否はできないと思うのです。どこまでまちは言えるかわからないですけども、情報公開を大西さんにきちんとしていただけたのかどうか状況についてどのような対応をしたのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 久末主査。

○農林水産課主査（久末雅通君） 大西さんから情報公開請求という話があったのですけれども、そもそも萩の里自然公園管理運営協議会のメンバーであるということで、まず会に請求していただきたいという旨のお話をさせていただいてまして、その関係で若干時間はかかってしまいましたけれども、大西さんから言われている書類は提供している状況であります。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 協議会からは何も資料請求は出ない、あくまでも役場から出したということですか、何か協議会から出したということはあるのですか。

○委員長（広地紀彰君） 久末主査。

○農林水産課主査（久末雅通君） 協議会の事務局という立場でこちらから書類の提供はいたしました。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） ただ、不備があったというだけで資料請求、もちろん情報公開で手続き踏んでやったのだらうけれども、いわゆる見回りが交付金に当たるかどうかというところだと思うのです。この辺のところを大西さんは理解していないから陳情書を出したと思うのですけれども、その辺の説得はまちが積極的に本来ならやってもらわないと何でも陳情という話にならないのです。確かに今後地域協議会からの額も確定していない中で私たちも何とも言えないけれども、もしかしたらゼロになるかもしれないし満額になるかもしれないそのところはわかりません。大西さんがどういう資料請求をして協議会にも申し立てしたのかわからないけれども、そのところの流れ、資料請求、あまり協議会に言ってもいい態度をしてもらえなかったというお話だったので対応を含めてどうだったのか、その辺を大西さんも不満に思っているところだと思うので、いろいろ対応も悪かったのだと私も思うのだけれどもどういう対応をしたのですか。

○委員長（広地紀彰君） 今掌握している内容で結構ですから、大西さんからの資料請求や申し入れの関係、それに対しての対応、ある程度具体的なことをわかるようにお示しいただいたほうがきちんと対応していただいているかどうか明らかになると思いますので、対応されたのは説明以外であるかもしれません。ここの場でわかる範囲で結構です。どういう請求等々ありまた対応されてきたのかどうかについて。

久末主査。

○農林水産課主査（久末雅通君） 5月22日に公文書の公開請求書がきております。ただ、総

務課と話をした第三者というか萩の里の協議会のメンバーでもありますので、こちらの正式な文書でやるよりは会員として請求していただきたいということで、そちらで資料は出させてもらっています。提供した資料が平成 25 年度から 29 年度の協議会の総会の議案と平成 29 年度の活動記録、作業写真の整理帳を出しております。そのほか別に 28 年度の活動記録と 30 年度の議案を出しています。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 議案書とか活動報告というのは会員だったらみんな毎回ではなくても総会に出ていればわかることで、なぜあえて請求したのか私は理解できないのです。町側の人たちが来てから資料のことについて聞こうと思っていたから本当にこれだけなのかというのがわからない。これだけあれば理解できる、多分まちもいろいろ説明していると思うのです。説明して返そうという気持ちになったかもしれないですけども、本来結論が出ていないところで進んでいるので何とも言えないので、何か意見がありましたらどうぞ。

○委員長（広地紀彰君） 辻囑託。

○農林水産課囑託（辻 昌秀君） 総会議案についてだけ私の知っている範囲でご説明しますが、資料 1 で本間課長が説明したように平成 11 年度に協議会が設立されて事務局が土木課、現在も協議会の本体は建設課が事務局を持っています。平成 25 年度に林野庁が交付金を始めるにあたってこれまでの規約ではだめだと、あくまでも林野庁の決めたひな形の規約で活動してほしいということで森づくりの会という組織を形の上では別組織で、実質協議会の中にも森づくり部会というのがあって森づくり部会イコール森づくりの会という形の中で森づくりの会を設立して、これは当時は林務の仕事は建設課でやっていたので平成 25 年度は建設課ですけれど、28 年度以降は農林水産課に仕事移って現在農林水産課で行っています。総会の開催の仕方なのですけれども、先ほども言いましたように形の上では別組織なのですけれども、協議会の中の活動、特に森づくりの部分だけは森づくりの会ということで予算は協議会の特別会計という形で別会計で交付金が入りますからわかるように総会の議案を作っております。大西さんが会員になられたのは 26 年度あたりかと私も建設課の名簿を見ないとわからないのですけれども、多分一度も総会に来られた記憶は私もないです。建設課に確認していただきたいのですけれども、欠席した人に総会資料を配っているのかどうか、その辺でひよっとしたら本人の手元にいったないということがあったかもしれません。総会担当は建設課に確認いただきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 単純なことを聞かせていただきたいのですけれども、大西さんの陳情の願意というのは解散しなさいということを行っているのです。本人に確認しているから願意はそうなのです。まちとしては今回の補助金の返還も恣意的なものではないですよ。書類の整理が乱雑だった。だから、今回それは認めないということで返還をしなければいけない。返還することによって国とか北海道は交付金のあり方、白老町と国、北海道との信頼関係が失わ

れてしまう、そういう形で見ているのか、たまたま今回資料の不備があったからこれを返すことによってまた新たな森づくりを進めていかなければいけないのだという立ち位置に立っているのか、要は大西さんの願意というのは結局事務局と実行部隊としての森づくりの会、ここの不正流用という言い方をしているわけなのです。そういうものと捉えているのか、まちとしては違うのだと、説明すればわかってもらえることで、ただただ書類の不備のことで返還をしなければいけない。解散をしなければならないというものごとの立ち位置に立っているのか、今後もボランティア活動を通しながら萩の里自然公園のしっかりとした管理運営をしていかなければいけない。森づくりの会を通しながらこれからも頑張ってもらわなければならないと思っているのかどうか、その辺の考えただけ聞いておければと思います。

○委員長（広地紀彰君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） お話のありました不正流用という認識なのですけれども、書類の不備はございましたが、実際に森林見回り自体は行われている交付金の対象となる活動はきちんとやっている実態はございますので、当然不正流用の意図はなかったと捉えております。陳情者が言っている過剰支援のようなおかしい関係、団体と町の事務局とおかしい関係、恣意的な関係もございませんし、これまでの活動の実績も踏まえまして行政と町民とのいわゆる協働の先駆け的な組織でございますので、今後についても萩の里の保全活動を継続的にやっていただきたいというのが町の考えでございます。

○委員長（広地紀彰君） 辻嘱託。

○農林水産課嘱託（辻 昌秀君） ご質問に対する補足なのですけれども、返還することによって信頼関係がどうなるかというご質問ですけれども、6月以降大西さんからこういうお話があって会員の人も今後の活動、交付金というのは燃料を買ったり刈払機を買ったりいろんなものを含めての経費なので、もしそれがなくなるとすれば活動が非常に支障をきたすということで皆さん心配されておりました。協議会に今回返納になった場合、今後どうなるという部分についてはいろいろざくばらんにお聞きしたところ、それはそれで書類の不備ということであればそれはそれだと。別に今後の交付金に影響するものではないというお話をいただくと同時に、逆に資料3についていけませんけれども平成30年度320万くらいの交付金の額になっております。当初は29年度並みの交付金の額の決定いただいたのですけれども、国から追加の配分になったということで希望を取りますということになったものですから、去年あたりから鹿が非常にふえまして萩の里自然公園の貴重な植物等が非常に食害が出ていると。シラネアオイとか野生ラン、皆さんにも相談したところ取りあえずの対策で柵で囲うと、その分1,000メートル以上要望したところ今回こういうお話が起きてからも追加採択になりまして、その面では特に信頼関係には影響していないと思っております。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。そのほかに1点だけ。今回交附金の返還で83万円を寄附によって何とか賄おうとしているのです。趣旨から少しずれてしまうかもしれないけれども、寄

附で賄おうとする返還金のあり方というのはどうも不自然に思うのです。事務局が今農林水産課にあるのです。農林水産課が事務局であって、総務課の見解とは違うかもしれないけれども、まちとしてもその部分については同じ協働作業で、やってきているわけだから何らかの手当て過剰支援ではなくて、そこについては何かの手当というのは必要な気がするのです。その辺についての考え方を言えるか言えないかわからないけれども、どうも不自然に思うのです。確かに協議会でもらっているから協議会の中で返還しなければならない。書類の不備があったから返せと言われたら返さなければならないのかもしれないけれども、事務局は庁舎内にあって国とか北海道との折衝はある程度してくれているのでしょうか。そうであれば、うちは関係ないという言い方はできない気がします。その辺の考え方だけ、大西さんの陳情の願意とは少しずれてしまうかもしれないけれども関連質問として聞いておきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 当然団体自体は独立した団体ではございますけれども、設立当時より町が事務局を担ってきたので、その関係性とか事務局としての責任は町にあると考えております。交付金の返還にあたって町から何かしら手当ということでございましたけれども、一つは検討した段階ではこの交付金自体が森づくりの会から直接北海道の交付元に協議会から直接申請されてお金も直接交付されているということで、町の会計には一切通っていない。これが一つの大きなポイントでした。役員会の中でお諮りしどのような方法で返納するかという協議させていただいたときに、一旦自分たちの財布に収まったものをそこから出すというのは大変だということで役員さんたちの中から会の毎月定期的に森づくりの活動をやっていて、日当がいくらか支給されているのです。その中の日当の例えば半分會に寄附として納めて、今後これを積み立てていったらいいのではないかというご提案をいただいて、そのようなことで總會にお諮りしましょうということで9月に總會を開いて、その中で全會員一致で承認されたという経過がございます。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。関連なのですけれども、協働で萩の里自然公園は運営されているという認識なのですけれども、大西さんから50メートル区画で3年間試験的に皆伐をして樹齢をゼロ年に戻しているというご発言があったのですけれども、萩の里の協議会の方たちは森に関してはボランティアをやっているけれども、もちろん木のプロではないので素人ですとご自分たちでも発言はされていたのですけれども、公園の木の管理として50メートル区画を3年間間伐する等々の許可というのはどのようにされているのかお尋ねします。

○委員長（広地紀彰君） 辻囑託。

○農林水産課囑託（辻昌秀君） 森林関連の話なので私から補足させていただきますけれども、公園の管理自体は建設課で主に施設関係、センターハウスを含めて駐車場等をやっております、一応森林関連については公園以外も含めて町有林以外の公園とかあるいは施設に付随する森林は農林水産課の担当です。25年度この交付金事業を始めるにあたってどのような事業をや

りましょうかという中で、萩の里自然公園、昔は里山という言い方されていますけれども薪とか炭を生産する山だったのです。木をある意味切って材を出すということなのです。それによってどういうことが公園の管理上考えられるかという、切ることによって光が林に入ってまた若い森になっていろいろな植物、光が入ることによってふえる草花があります。ところが、一切平成23年度以前は全くされていなかったということで、林野庁も里山の荒廃と言っていますけれども非常に暗い森になってきたと。では明るい森にしたらどういう形でいろいろな草花がふえていくかと。また切った木からは針葉樹とかトド松は生えてこないのですけれども広葉樹はいわゆるひこばえ、切った株から芽が出てきてふえると。その変化も見てみようということで、あくまでも試験的に当初は3カ年という計画でしたけれども実際は2カ年の経過になりましたけれども皆伐する試験、いわゆる天然更新、自然の力で森林を更新するという天然更新の試験地ということでこの交付金事業で皆さんに1日5,000円の日当を払って100人ぐらいの人数で作業を体験してもらったと。現在どうなっているかという、そのまま置いておくと鹿が入ってきて若い芽を鹿が食べるものですから50メートルの2カ所に網を張って。もう2カ所目はアイヌ民族文化財団でイナウに使うミズキが苗として非常にあるので試験地的にも現在使われております。質問にもありました町として許可という部分では、伐採するにあたって事前の届出、伐採届というのが必要になります。それはきちんと手続きを取った中でやって試験地としての報告も北海道協議会と関係する団体なのですけれども、北海道森と緑の会の年間報告書、年間の会報の中にも掲載していただいて、成果がきちんと回復していますというのは関係する皆さんに見ていただくようにやってきております。実際参加している人の意識としてはボランティアなのでプロではないのですけれども、チェーンソーの講習を受けた方もいますし刈払機を使える方もかなりいますし、これまでの経過の中で大西さんから見たらアマチュアという言い方になるかもしれませんが、作業的にはセミプロ級の方が何人もいらっしゃいます。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時43分

○委員長（広地紀彰君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかの質疑ございませんか。なければ私から何点か。願意が民間団体、白老町の関係を見直し事務局を廃止解散を促すべきとされています。民間団体に対し町が解散を促す権利というのをそもそも持ち合わせているのかどうかについて。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） もともと会の設立にあたっては会員の方たちと役場も関与しながら立ち上げてきた経緯がございますが、解散を町が促すということについては現時点では考えられないと思っております。法的にも強制力を持ってやるという法的な根拠もないと考え

ますし、先ほどのご質問にもありましたとおり、町としては今後も引き続き会を存続し萩の里の自然景観を守っていきたいと考えておりますので、会の解散を促すということは今持ち合わせてございません。

○委員長（広地紀彰君） 事務局に発言を求めたいのですけれども、町村会の顧問弁護士より萩の里自然公園管理運営協議会が公共団体等の監督の定める団体かどうかについて質問し回答を得られていると思うのですがその説明をお願いいたします。

小野寺主査。

○議会事務局主査（小野寺修男君） それでは説明させていただきます。地方自治法第157条公共的団体等の監督では萩の里自然公園管理運営協議会だけでなく、すべての公共的団体が対象となります。しかし本条は公共的団体の総合調整に関する規定となっている。これは町村合併のときにいろんな団体があってその調整を図る際に各地方公共団体が指導監督をするものです。ですから、通常の団体活動に対しての指導監督権等はないということとなっております。

○委員長（広地紀彰君） さらにつけ加えて私ども常任委員会に対してこの陳情審査の中で解散を促すもしくは事務局の廃止等々に対して促すということは権限として持ち合わせていますか。

小野寺主査。

○議会事務局主査（小野寺修男君） 持ち合わせてはいないです。

○委員長（広地紀彰君） 今のは総合調整権にかかわってのことですか。

○議会事務局主査（小野寺修男君） 通常の団体活動に対しての指導監督権等はないということです。

○委員長（広地紀彰君） この中で大きな願意の根拠となる部分で陳情者からありましたのは、民間団体からセンターハウス冬季開設のことだと思われそうですが、要望に対し不正流用の指南や操作があったのではないかという訴えがなされています。不正流用については先ほどの説明で触れていただいております。指南や操作といった陳情者はそのような受け取り方をしているわけではありますが、事務局もしくは白老町としてどのような見解をお持ちでしょうか。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） ただいまの件につきまして指南、不正流用という言葉の捉えですけれども、当然交付金の情報とか制度内容については事務局から会に情報提供ということで行ったと捉えておりますけれども、不正流用の指南とか操作はなかったと考えております。

○委員長（広地紀彰君） それに関連して不正流用であったか否かという錯誤であったのか、それとも恣意的であったのかという部分に関わるのですけれども、実際に森の見回り活動は行われていることを町としては把握していたのでしょうか。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 森林の見回りにつきましては、日報その他管理人さんの領収書類なども残っておりますので、森林の見回りについては行われていたと押さえております。

○委員長（広地紀彰君） 記録や帳簿等々の中で一定の活動は行われていたという認識、そこは把握されていたということによろしいですね。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） そのとおりです。

○委員長（広地紀彰君） 民間団体側も今回は森づくり部会だと思っておりますが、民間団体は白老町に事務事業の全てを丸投げしていたこととありますが、事務事業の全てを民間団体は町で担っていたという認識でしょうか、その事実関係は。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 交付金の事務処理につきましては当然事務局で行なっておりますが、いわゆる事務事業の全て丸投げということではなくて、その都度役員の方たちと協議をして事務を進めてきている状況でございます。あと細かい事務になりますけれども、例えば森づくりの作業の日には当然毎回事務局が立ち会うわけにもいきませんので、そういったときには会員の方が出欠確認をしていただいて日当の支払いをお手伝いいただくとか、毎月活動案内というのを定期的に皆さんに送っているのですけれども、案内文章の作成とかそういった事務については会員の方自らやっていた部分も当然あります。

○委員長（広地紀彰君） それでは質疑がないようですので、担当課の方々の退席を求めます。暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時55分

○委員長（広地紀彰君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

事務局どうぞ。

○議会事務局主査（小野寺修男君） 先ほど答弁の中で町村会の顧問弁護士に確認をしたとの答弁がございましたが、こちらにつきましては白老町内で実施している札幌弁護士会・法テラスによる法律相談の中で受けた回答でございます。

○委員長（広地紀彰君） 本陳情に対する討議を行います。

討議については、委員会条例第13条の規定により自由討議を行います。

陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書についてご意見をお持ちの委員がいらっしゃいましたらどうぞ。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時57分

○委員長（広地紀彰君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

改めまして、討議ですのでいらっしやいましたらどうぞ。

山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。森林・山村多面的機能発揮対策交付金のポイントは地域住民によって保全管理活動等の取り組みを支援するということなのです。ボランティアだけで里山の環境保全をずっと維持していくのは困難なことでありますし、こういった交付金を活用しながら燃料代や機械とかを購入されて地域住民の方が永続的に里山の環境を保全していただくという非常に重要なことだと考えています。今回のこの交付金の不正流用に関しましては、鈴木会長がおっしゃっていたように不備はあったが不正はないという言葉に尽きるのではないかと思います。不正流用ではないというところを私もそう思いますので、それを理由に解散ということを促すということは私にはできませんし、そういう権限もないと考えております。ただ、大西さんの林政業務さまざまなことでご不満があるのは感じ取れましたので、そのところどのように受けとめあげたらいいのかと思います。今の段階ではここまでの考え方です。

○委員長（広地紀彰君） 今の山田委員のようなまとまったご意見ではなくても観点でのさまざまなご意見頂戴できれば全体としてまとめてまいりますので、そのような形で自由にどうぞご意見頂戴できればと思います。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 願意についての結論から話をさせていただくと、私は不採択になると思います。ただし、大西さんの陳情書にもあるように交付金の流用については不正流用ということで大西さんの陳情書の中にありますけれども、あくまでも不正流用というのは例えば日報等々を改ざんをして何かをもらおうという意図があつての不正流用で捉えられるのか、それともあるがままの日報を提出してこの部分については今回の交付金には適用しませんということで相手方が取るのか、北海道協議会にしても、そうであれば私は不正流用にあたらならないと思う。ただし、事務局側の交付金制度のあり方、趣旨をしっかりと理解していなかったということについては一つの落ち度だと思います。そういった面では今後の萩の里自然公園の里山保全についてもそういったことを改善しながら、今後の交付金もいただきながら里山を守っていくという活動につなげていっていただかなければならない団体だと思いますので、不採択とはいながらも事務局体制の交付金の理解をしっかりとしながら活動を進めていくべきという一つの付託意見を添えておくべきではないかと思います。今回三者から聞き取りをした話の中から見えてくる一つの私の結論です。

○委員長（広地紀彰君） 森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。私も願意は解散は促すべきではないということではありますが、鈴木会長も冒頭でおっしゃられていたのですが、解散に関しても森づくり会の臨時総会で議論するのが一番重要なのかと思いました。臨時総会においても会員 23 名中 22 名の意味としては解散の方向性ではなく自主返納と議決をしたということでもありますので、私はそこが一番重要になってくるのかと思います。不正流用等に関しましても、三者の話を聞かせていただいた限

り不正流用という捉えはできなかったので、何か認識の違い等があったのかもしれませんがそこは今後気をつけていくべきだとは思いますが、不正だとは思いませんでした。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 本間です。大西さんの願意の中に国の交付金を不正流用し開設した民間団体と白老町の関係を見直し事務局を廃止し解散を促すべきではないかという願意がございました。この願意は委員会の中では大変重いものだと思います。ここまでいろいろ事情聴取をしてきた中で交付金の不備は見られましたが、確かに83万円の返還、額というのは決定してないといいますがあったのは事実です。それを事務局は重く受け止めなければならないと思います。委員長からも地方自治法の157条、大西さんは解散せよと言っていますが、ここにも総合調整とあるのですが公共的団体等の行動に関し勧告し適当な措置は取れるけれども解消を促すことはできないとありますので解散にはならないと思いますが、まちの不備としてしっかりと認識して捉えていただいて今後このようなことがないようにしてボランティア団体等々事務局も含めてそういう認識の上で活動をしていかなければならないのではないかと思います。ボランティア団体、民間団体も今後萩の里自然公園の運営管理をやっていかなければならない団体なので、とてもまちにとっても必要かと思しますので私はどちらかという趣旨採択、今言われたように若干の不備が見られたのは事実でありますので、返還というのも事実でありますので不採択ではなくてやはり趣旨採択が適切かと。今言われたように不備をしっかりと認識した上で今後も活動していただきたいという意味で趣旨採択が適切かと思えます。

○委員長（広地紀彰君） 事実関係の掌握については各委員大きな隔たりは見られませんでした。一番下段の願意に関わる部分から整理をさせていただきますと、センターハウスの開設を本来のボランティア活動の精神から逸脱し白老町の過剰支援に甘んじという部分、白老町の過剰支援であったか否かについてもここは陳情者が過剰支援であるということから解散を促すべきという大きな理由になってございますので、過剰支援だったかどうかは平成11年から活動は町と住民の協働の事業として取り組まれた経緯がございます。町側としても今後とも協働を押し進めていきたいという意思表示も成されております。過剰支援であったかという部分については過剰と言えるかどうかだと思っております。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 過剰支援には当たらないと思います。あくまで先ほども言っていましたけれども協働での事業展開です。ライオンズクラブ、ロータリークラブさんもそうなのか、各種団体さんが同じ思いであそこの運営管理をお手伝いしてきているということがありますからまちだけがあそこだけを過剰に支援しているという経緯は私はないと思います。

○委員長（広地紀彰君） 委員会として皆様、そのような認識でよろしいでしょうか。過剰支援ではないということで。国の交付金を不正流用して開設した民間団体とありましたが、これについては不備は事実としてあったと。さらにこの部分につきましては、再発を防止しなければいけないというご意見、交付金の使途や理解についてより深くしていくというご意見、今回

の事実を深く受けとめるべきというご意見もあります。不正流用とまで言い切れることには疑問が残るものの、現場の中で不備があったものと捉えるということで全体をまとめてよろしいでしょうか。ここが趣旨として採択するか否かの重要なポイントになりますので、ここは事実としてありますし、民間団体も認めていることでもあります。まず、この点について押さえ、後は事務局を廃止、解散に促すべきといった部分については皆様ここまでの権限があることについては疑義があると。民間団体については、民間の団体の中で話し合われて活動の存廃についても協議を進められていくべきといったご意見ありましたので、そういった権限があるのかといったことは現段階弁護士等々にも法的根拠はないということから、この部分で採択ということにはならないということです。大きくその辺りで意見はまとまっております。ただ、扱いとして趣旨採択とするかそれとも不採択とした上で補助金の不備等々に関する押さえの部分の附帯意見としてつけていくかどちらかになるかと思いますが、皆様のご意見いかがでしょうか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 趣旨採択で考えると、この陳情書の趣旨を私たちが認めるということですので。今回のこの案件については私は違うのではないかと思います。だから大西さんが来たときに願意は何なのですかと聞いたはずだし、それに対して大西さんは二転三転したかもしれないけれども解散なのだという話をされた。趣旨採択をするということは私は違うのではないかと思います。皆さんの考え方もお伺いしながら決めるべき問題かもしれませんけれども。私は単純に今回の趣旨を確認した上での運営管理の人たちとか行政の話それから大西さんの話を総合的に判断して、今回の趣旨については私は採択すべきではないという感覚で話をさせていただきたいと思っています。その代わり付帯意見は副委員長も言われたとおり、事務的な手続き等々のミスについてははっきりしているわけですから、どんな理由をつけようとも制度上の問題ですから。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。現在こういった団体の事務局を白老町では36団体持っていて、そのうち23団体会計を持っているというそういう現状です。特に、環境保全をしている団体にとっては資金を確保するというのはとても重要なことであって、先ほどもいいましたけれども町が申請とうとうの支援をしなければ交付金、補助金の申請というのはすごく複雑で面倒で、していただければその団体の方は大変厳しい状況に陥ると思いますし、大西さんは頭が良さそうなのでご自分で申請されてご自分で報告もされていたようですけれども、ごく一般的にボランティア活動をされている方達にとっては補助金申請は町行政の力を借りなければできないという観点から過剰支援という意味には当たらないと思いますし、ただ氏家委員、本間副委員長もおっしゃったように、今回の不備によって地域住民が損害を被ったというのは確かにそうなのです。一度自分の財布の中に入ったお金をまたみんなの寄附という形で出しながら交付金の返納をしなければいけなくなったことの原因はやはり報告書の不備が大きな理由であ

りますので、そのところは附帯意見としてきちんと明記すべきだと私も思います。趣旨採択の趣旨という点では解散ということが三度にわたって確認しましたがけれども、私も最初に言ったように解散というのは賛同できるようなことではないので、そうなると不採択になるのかとご意見を聞きながら感じました。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時18分

○委員長（広地紀彰君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに採択の関わりについてご意見ございますか。

森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。願意が解散であるということに関して採択するべきではないと思っています。皆さんの意見出ていたのですけれども、不備なところはあったのかと思うのですが、だからといって解散にはならないと三者の話を聞いて感じました。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 事務的な手続き上の問題が発生して交付金を返還しなければならないという事実は出てきたのですけれども北海道、国としての考え方、返還に伴ってまちの信頼関係がそこで覆されてしまっているのかと言えばそれは違うという話をされていました。悪徳な団体であればそういう活動は打ち切りという話になると思うのですけれども、今後も引き続き交付金を出しながら、補助しながら活動を継続することを認めてくれているわけだから、そういう意味では不正流用という見方はまず見あたらないし、そういったことも踏まえて。大西さんの思いというのは不正流用ということだから解散しなさいという思いがそこにあると思うのです。そういったことも含めて採択するべきではないし、そのかわり事務的な手続きについても付帯意見としてつけるべきではないかと一つの根拠として言っておきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 私も特に趣旨採択にこだわっているのではないので、ただ大西さんの願意83万円がなかったとしたらこういうこともなかったと思いますので、その辺はまちもしっかり受けとめて今後やっていかなければならない。その辺をしっかり委員の中からも出ています附帯意見をつけて今後そのようなことがないように今後の活動を事務局でもお互いに見ていくという附帯意見がつけば私はいいかと思いました。

○委員長（広地紀彰君） 自由討議についてご意見なしと認めます。

次に、討論に入ります。

陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書で討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書、採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

陳情第1号に対し趣旨採択をすることに賛成の方は挙手を願います。

陳情第1号に対し不採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○委員長（広地紀彰君） 全員賛成。

よって、陳情第1号は不採択すべきものと決定しました。

ただし、附帯意見の取扱いについて、ただいま皆様からございました不備があり交付金返還に至り住民に対しさまざまなご迷惑をかけ、また目的外使用に当たると指摘された事項についての付帯意見、ほぼ全ての委員からございました。付帯意見を付することについてご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） ご異議なしと認めます。

さまざまな意見の中でしっかりと附帯意見をつけるべきと指摘をいただきましたので、これについて陳情の審査報告書について具体的に取りまとめをした後に取り扱いをしていくことで進めたいと思います。

以上をもちまして、本委員会に付託された陳情の審査を終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書の作成については、これを正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（広地紀彰君） これをもって、産業厚生常任委員会を閉会いたします。

（午後 3時24分）